

核燃料物質使用許可申請書との対比表

使用許可	保安規定	備考																															
<p>1.氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名</p> <table border="1" data-bbox="443 252 857 627"> <tr> <td>氏名又は名称</td> <td>ニュータリア・デベロップメント株式会社</td> </tr> <tr> <td>住所</td> <td>〒319-1111 茨城県那珂郡東海村舟石川622番地12 電話番号 029-282-9111 (代表)</td> </tr> <tr> <td>法人にあっては、その代表者の氏名</td> <td>取締役社長 山内 越二</td> </tr> <tr> <td>工場又は事業所の名称</td> <td>ニュータリア・デベロップメント株式会社</td> </tr> <tr> <td>事業所の所在地</td> <td>〒319-1111 茨城県那珂郡東海村舟石川622番地12 電話番号 029-282-9111 (代表)</td> </tr> <tr> <td rowspan="6">事業所の連絡地の氏名</td> <td>名称</td> <td>ニュータリア・デベロップメント株式会社</td> </tr> <tr> <td>所在地</td> <td>〒319-1111 茨城県那珂郡東海村舟石川622番地12</td> </tr> <tr> <td>所属名</td> <td>(安全管理課)</td> </tr> <tr> <td>電話番号</td> <td>(029-282-1001)</td> </tr> <tr> <td>FAX番号</td> <td>(029-282-1024)</td> </tr> <tr> <td>メールアドレス</td> <td></td> </tr> <tr> <td>所属名</td> <td>(安全管理課)</td> </tr> <tr> <td>電話番号</td> <td>(029-282-1001)</td> </tr> <tr> <td>FAX番号</td> <td>(029-282-1024)</td> </tr> <tr> <td>メールアドレス</td> <td></td> </tr> </table>	氏名又は名称	ニュータリア・デベロップメント株式会社	住所	〒319-1111 茨城県那珂郡東海村舟石川622番地12 電話番号 029-282-9111 (代表)	法人にあっては、その代表者の氏名	取締役社長 山内 越二	工場又は事業所の名称	ニュータリア・デベロップメント株式会社	事業所の所在地	〒319-1111 茨城県那珂郡東海村舟石川622番地12 電話番号 029-282-9111 (代表)	事業所の連絡地の氏名	名称	ニュータリア・デベロップメント株式会社	所在地	〒319-1111 茨城県那珂郡東海村舟石川622番地12	所属名	(安全管理課)	電話番号	(029-282-1001)	FAX番号	(029-282-1024)	メールアドレス		所属名	(安全管理課)	電話番号	(029-282-1001)	FAX番号	(029-282-1024)	メールアドレス		<p>第1章 総則 (適用範囲) 第2条 本規定は、MHI原子力研究開発株式会社(以下、「当社」という。)燃料ホットラボ施設(以下「当施設」という。)において、保安に係る運用に関して適用する。</p>	
氏名又は名称	ニュータリア・デベロップメント株式会社																																
住所	〒319-1111 茨城県那珂郡東海村舟石川622番地12 電話番号 029-282-9111 (代表)																																
法人にあっては、その代表者の氏名	取締役社長 山内 越二																																
工場又は事業所の名称	ニュータリア・デベロップメント株式会社																																
事業所の所在地	〒319-1111 茨城県那珂郡東海村舟石川622番地12 電話番号 029-282-9111 (代表)																																
事業所の連絡地の氏名	名称	ニュータリア・デベロップメント株式会社																															
	所在地	〒319-1111 茨城県那珂郡東海村舟石川622番地12																															
	所属名	(安全管理課)																															
	電話番号	(029-282-1001)																															
	FAX番号	(029-282-1024)																															
	メールアドレス																																
所属名	(安全管理課)																																
電話番号	(029-282-1001)																																
FAX番号	(029-282-1024)																																
メールアドレス																																	
<p>添付-1. 変更後における障害対策書</p> <p>8.4 従事者等の被ばく管理 従事者等の外部被曝については、熱蛍光線量計及び作業内容に応じて、ポケット線量計、警報付線量計等の放射線測定器を使用し、定期的又は必要に応じ測定評価する。 放射性物質を体内に摂取する恐れのある作業に従事する従事者に対しては、定期的又は必要に応じて尿検査及び空气中放射性物質濃度測定結果等により内部被ばくによる線量を評価する。</p> <p>8.5 環境管理 周辺監視区域付近の線量は、定期的に測定する。</p>	<p>第6章 放射線測定 (外部放射線に係る線量当量率等の測定) 第37条 放射線管理グループ長は、管理区域内における線量当量率等の管理のため、放射線測定器の使用法を含め別表第9に定めるところにより、測定する。 2 放射線管理グループ長は、別表第10に従って周辺監視区域の境界付近及びその周辺における線量当量率等を測定する。 3 試験部長及び安全管理部長は、前2項の測定及び確認により、異常が認められた場合には、直ちに原因の調査及び原因の除去等の措置を講じる。 4 試験部長及び安全管理部長は、前項の調査及び講じた措置について、社長及び核燃料取扱主務者に報告する。</p> <p>別表第10 周辺監視区域内外における線量当量率等の測定</p> <table border="1" data-bbox="1265 826 1630 938"> <thead> <tr> <th>測定項目</th> <th>測定方法及び測定箇所</th> <th>頻度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>線量当量率等(γ線)</td> <td>モニタリングポスト 1か所 サーベイメータ 15か所</td> <td>連続 月1回</td> </tr> <tr> <td>線量</td> <td>光刺激蛍光線量計又は熱蛍光線量計 11か所</td> <td>3月ごと</td> </tr> </tbody> </table> <p>*線量当量率等の測定位置については、別図第4に示す。</p>	測定項目	測定方法及び測定箇所	頻度	線量当量率等(γ線)	モニタリングポスト 1か所 サーベイメータ 15か所	連続 月1回	線量	光刺激蛍光線量計又は熱蛍光線量計 11か所	3月ごと																							
測定項目	測定方法及び測定箇所	頻度																															
線量当量率等(γ線)	モニタリングポスト 1か所 サーベイメータ 15か所	連続 月1回																															
線量	光刺激蛍光線量計又は熱蛍光線量計 11か所	3月ごと																															
<p>8.4 従事者等の被ばく管理 従事者等の外部被曝については、熱蛍光線量計及び作業内容に応じて、ポケット線量計、警報付線量計等の放射線測定器を使用し、定期的又は必要に応じ測定評価する。 放射性物質を体内に摂取する恐れのある作業に従事する従事者に対しては、定期的又は必要に応じて尿検査及び空气中放射性物質濃度測定結果等により内部被ばくによる線量を評価する。</p>	<p>(線量の評価) 第39条 放射線管理グループ長は、従業員の放射線業務従事者等に係る線量について、別表第11に定める項目、頻度に従って評価し、法令に定める線量限度を超えていないことを確認する。 2 安全管理部長は、放射線業務従事者に係る前項の評価の結果を、社長及び核燃料取扱主務者に報告するとともに、当該放射線業務従事者に通知しなければならない。 3 試験部長及び安全管理部長は、第1項の線量が著しく過大であった場合は、原因を調査し、必要があれば適切な措置を講じ、原因の調査の結果及び講じた措置について、社長及び核燃料取扱主務者に報告しなければならない。</p> <p>別表第11 外部及び内部被ばくによる線量の測定</p> <p>(1) 外部被ばくによる線量</p> <table border="1" data-bbox="1214 1150 1659 1361"> <thead> <tr> <th>対象者</th> <th>個人線量計</th> <th>頻度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">放射線業務従事者</td> <td>光刺激蛍光線量計パッチ又は熱蛍光線量計パッチ</td> <td>1月間ごと並びに必要な都度</td> </tr> <tr> <td>ポケット線量計</td> <td>必要の都度</td> </tr> <tr> <td>一時立入者</td> <td>ポケット線量計</td> <td>立入の都度。ただし、見学等のために管理区域へ立ち入らせる場合は、代表者のみ着用させることができる</td> </tr> </tbody> </table>	対象者	個人線量計	頻度	放射線業務従事者	光刺激蛍光線量計パッチ又は熱蛍光線量計パッチ	1月間ごと並びに必要な都度	ポケット線量計	必要の都度	一時立入者	ポケット線量計	立入の都度。ただし、見学等のために管理区域へ立ち入らせる場合は、代表者のみ着用させることができる																					
対象者	個人線量計	頻度																															
放射線業務従事者	光刺激蛍光線量計パッチ又は熱蛍光線量計パッチ	1月間ごと並びに必要な都度																															
	ポケット線量計	必要の都度																															
一時立入者	ポケット線量計	立入の都度。ただし、見学等のために管理区域へ立ち入らせる場合は、代表者のみ着用させることができる																															